

社会福祉法人春秋会 指定介護予防支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春秋会が開設する社会福祉法人春秋会松鶴園（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要支援状態にある高齢者等（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

- 一 地域住民等に対して高齢者の相談窓口としての機能を周知すると共に、身近で安心できる拠点及び様々な内容について、総合的、継続的に相談できる機能を発揮する。
- 二 権利擁護の視点に基づきニーズに即した適切なサービスや機関に繋ぎ、適切な支援を提供する事で、本人の生活の維持を図る。
- 三 要支援者等の自立保持の支援を行うと共に、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援し、生活の質（QOL）の向上を目指す。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 公平性・中立性を維持しながら、地域の実情を踏まえた上で、総合的な地域支援体制の構築を目指す。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 岩槻区北部圏域地域包括支援センター松鶴園
- 二 所在地 さいたま市岩槻区大字古ヶ場 1 1 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師又は経験のある看護師 各1名以上
これらの職員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、介護予防支援業務、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休。ただし、年末年始を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後6時00分までとする。ただし、緊急時を除く。

(介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 介護予防支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

- 一 事業所は、次条第1項に規定する介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。
- 二 介護予防支援従業者は、必要に応じて、当該計画の内容等について、事業所の会議室、介護予防支援事業者が設置する事業所内及び利用者の自宅において、サービス担当者会議を開催し、担当者から専門的な意見を求めるものとする。

- 三 介護予防支援従業者は、当該計画の作成後、当該計画に基づき、介護予防サービス事業者が作成すべき個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも月に1回聴取する。
- 四 介護予防支援従業者は、当該計画の作成後、第8条に規定する当該計画の実施状況の把握を行い、利用者及び利用者の家族の希望を勘案して、必要に応じて、当該計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者との連絡調整など必要な援助を行う。
- 五 介護予防支援従業者は、介護予防サービス事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理表を作成し、提出するなどの給付管理業務を行うとともに、関連機関との連絡調整を行う。
- 六 介護予防支援従業者は、利用者が要介護認定を受けた場合、又は自立（非該当）と判定された場合には、利用者に対し、必要な援助を行う。

（介護予防サービス計画の作成）

第7条 事業者は、利用者の選択、同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を、次の事項を遵守して作成する。

- 一 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題の把握に努める。
- 二 当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求める。
- 三 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容、並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。
- 四 上記原案に位置づけた介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者又は利用者の家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 五 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従う。
- 六 その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重する。

（介護予防サービス計画の実施状況の把握）

第8条 介護予防支援従業員は、利用者及び利用者の家族、介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行いつつ、介護予防サービス計画の実施状況の把握を、次のとおり行う。

- 一 サービスの提供を開始する月、サービスの評価期間が終了する月、及びサービスの提供を開始する月の翌月から起算して、少なくとも3月に1回、並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。
- 二 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、利用者が通う介護予防事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合に合っては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- 三 少なくとも1月に1回、実施状況の把握結果を記録する。

（利用料その他の費用）

第9条 介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、岩槻区の北部圏域とする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を選定し、次の措置を講じる。

- 一 虐待防止に関する責任者 管理者 鈴木崇之
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 四 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(その他の運営に関する留意点)

第12条 当事業所は、従業員の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修を採用後1ヶ月以内に行う。
 - 二 繼続研修を年1回以上実施する。
- 2 秘密の保持
- 一 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 二 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示する。
- 4 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人春秋会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

最終改定 令和6年6月1日